

令和4年第7回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和4年8月24日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後6時00分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 荻ノ沢 俊明 委員 松 橋 竹子 委員 石 岡 れい子 委員 安 田 友久
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 濱 浦 孝子 学校教育 GL 中 居 勉 社会教育 GL 金 見 靖子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した案件	報告第1号 事務の臨時代理の報告（外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について 報告第2号 事務の臨時代理の報告（階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について 報告第3号 事務の臨時代理の報告（令和4年度階上町奨学金貸与者の決定）について 議案第1号 9月定例議会に付議する令和3年度教育費決算の認定について 議案第2号 9月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について 議案第3号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について 議案第4号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日と致したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告「外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定」についての件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは、報告第1号 専決処分した事項の報告「外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定」についてご説明いたします。</p> <p>本案は、外国語助手任用規則の一部改正について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年7月12日付けで臨時代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>さきほど配布いたしました、「外国語指導助手任用規則新旧対照表」にてご説明いたします。主に特別休暇、育児休業についての改正となっております。新旧の右側が改正後の内容となります。1ページ目、第5条は、4年目及び5年目の報酬を明確化したものになります。第12条4号、(4)は、出勤に関して災害等の文言を追加。(5)は不妊治療に係わる休暇の新設。</p> <p>続いて2ページ目からの(8)(9)は妻の出産に関する休暇の新設。(10)は育児休業について男子指導助手の追加。(13)は母子保健法による健康診査等による勤務をしないことの新設。(14)は家族の通院や介護等に必要な世話を行うための休暇の新設。(15)(16)は介護休暇をとることができる者の勤務要件の緩和。(17)は妊産婦健診のための休暇。(18)は妊娠中の必要な休憩。(19)妊娠中の通勤ラッシュの時間帯を避けるための時間休。(20)いわゆる夏季休暇。</p> <p>6ページ第12条の2は、育児休業を取得できる者の要件の追加。その他、文言等、所要の改正を行ったものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、臨時代理した事項の報告「外国語指導助手任用規則の一部を改正する教育委員会規則の制定」についての件を終了いたします。</p> <p>日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定」についての件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定」についてご説明致します。</p> <p>本案は、階上町就学援助規則の一部改正について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>様式第1号をご覧ください。中段、申請理由の下に、受領口座について記載する欄を追加しました。その他第6条に文言を追加したものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、臨時代理した事項の報告「階上町就学援助規則の一部を改正する教育委員会規則の制定」についての件を終了いたします。</p> <p>日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告「令和4年度階上町奨学金貸与者の決定」についての件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは、事務の臨時代理の報告「令和4年度階上町奨学金貸与者の決定」についてご説明致します。</p> <p>本案は、追加申請された令和4年度の階上町奨学金貸与者について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>追加申請分は2名となり、専門学校生が1名、令和4年8月からで、貸与金額は今年度分が32万円、2年8ヶ月間で128万円となっております。高校生は1名、令和4年8月からで、貸与金額は今年度分が16万円、1年8ヶ月間の貸与金額は40万円となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p>

濱浦課長

(質疑なしの声あり)

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了します。よって、事務の臨時代理の報告「令和4年度階上町奨学金貸与者の決定」についての件を終了いたします。

日程第5 議案第1号 「9月定例議会に付議する令和3年度教育費決算の認定について」の件を議題といたします。

この件について、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第1号「9月定例議会に付議する令和3年度教育費決算の認定について」の件についてご説明致します。

本案は、9月定例議会に付議する決算の認定について、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。

主な事業については、別紙資料の主要施策成果説明書により説明いたします。

4ページをご覧ください。教育費 G I G Aスクール小中学校アクセスポイント設置等事業1,944千円を令和4年度へ繰越しました。こちらは4月27日に契約し10月末には完了予定となっています。

令和2年度に続きコロナ禍にあり、様々な事業が行われ、コロナ関係として12ページ以降に計上しております。教育課分につきまして、14ページをお開きください。上から4つ目、学校保健特別対策事業費を活用し、空気清浄機など感染対策用品の購入を行いました。その下の区域外就学児童生徒等学校給食費等補助金は、令和2年度より継続して、町外の小中学校に通う階上町の児童生徒の保護者に対し、給食費を補助したものです。その下、給食材料費とありますが、町内に住所があり町内小中学校に通う児童生徒の保護者負担軽減として、給食費を無償化したものです。充当という形であらわしており、49,919千円となっております。

次に通常の主要施策の中からご説明いたします。

18ページをお開きください。上から4つ目のG I G Aスクールサポーター業務委託料は、教職員に対して、タブレット端末等 I C T機器の教材作成補助や、タブレット端末を利用した授業を実施するための補助について、業者へ委託して行ったものです。また、19ページの上から3つ目、G I G Aスクール推進事業費は、タブレットを有効活用するために必要なライセンス料など環境整備に係る経費となっています。

20ページをご覧ください。上から2つ目の特別支援教育支援員配置事業費ですが、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学習支援員や生活支援員を配置し、その費用として28,216千円。また、特別支援学級に在籍する保護者に対して、学用品費等を566千円奨励費として支援したものです。上から4つ目の階上町ふるさと定住促進補助金2,839千円は、若者の階上町への定住促進を図るため、町奨学金の貸与を受けた者が、償還期間中に町に居住した場合、前年度償還額の1/2を補助するもので59人の対象者がありました。また、21ページの一番上の奨学資金貸付金9,240千円は、経済的に修学困難な者に対し、教育機会の均等を図るために貸与を行ったもので、高校生は11人、大学生等は14人でした。昨年度よりも2,480千円少なくなっています。

一番下の理科観察実験アシスタント配置事業ですが、教職員OB等を活

	<p>用し、理科観察実験等の準備調整等を行うアシスタントを配置しました。1人で2校ずつを担当しています。</p> <p>22 ページの一番上および上から4つ目の要保護準要保護児童生徒援助費は、該当する児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費用等の援助を行ったものです。小学生は116人、中学生は63人が対象となっており、併せて6,023千円の援助費となっております。少子化ではありますが、人数も総費用も昨年度より増えている状況です。一番下の成人式実行委員会補助金ですが、あおぞら成人式となるべく令和2年度の成人式は、コロナのため止む無く中止となりました。明けて1月9日には令和3年度分の成人式は無事に行うことができました。</p> <p>23 ページ上から3つ目、文化祭実行委員補助金ですが、ワクチン接種のため、会場を道仏交流センターに代え、作品展示のみではありますが、期間も5日間設けて実施しました。非常に好評を得た文化祭となりました。下から3つ目、PCB廃棄物処理委託料ですが、廃棄期限が令和3年度となっていた高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物を12,856千円で処分したものです</p> <p>24 ページをご覧ください。上から2つ目の聖火リレー事業費ですが、6月11日の聖火リレー通過に伴いミニセレブレーションを行ったり、記念モニュメントをハマの駅あるでい〜ば駐車場内へ設置した費用、総額4,261千円でした。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第1号「9月定例議会に付議する令和3年度教育費決算の認定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。よって議案第1号「9月定例議会に付議する令和3年度教育費決算の認定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p>
濱浦課長	<p>日程第6 議案第2号 「9月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号「9月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件についてご説明致します。</p> <p>本案は、9月定例議会に付議する補正予算について、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。</p> <p>令和4年度教育費補正予算の資料2ページをご覧ください。10款教育費の予算現額は、656,305千円に825千円を追加し、657,130千円とするものです。一般会計の10.9%を占めております。</p> <p>歳出、3ページをお開きください。10款4項2目社会教育活動費のう</p>

丸岡教育長	<p>ち、6月26日に開催した、はしかみキャンパス公開講座講演会委託料を謝礼金へ組み替えるものです。4目公民館費、道仏公民館床張替工事費825千円です。4月28日に4,015千円で契約したのですが、令和4年4月1日よりアスベストの有無について事前調査結果報告が義務化となり、道仏公民館は建築年から判断し、みなしでアスベスト含有であるのですが、そのための環境配慮工事費（養生、粉塵飛散抑制剤吹付、防護服・防塵マスク、処分費等必要経費）を追加したものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第2号「9月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。よって議案第2号「9月定例議会に付議する令和4年度教育費補正予算について」の件は、原案のとおり可決されました。</p>
濱浦課長	<p>日程第7 議案第3号 「階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第3号「階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について」の件をご説明致します。 本案は、階上町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱第3条の規定により、階上町教育委員会評価アドバイザー 2名を委嘱するため提案するものです。 委嘱期間は、令和4年9月20日から令和5年3月31日までとなります。 説明は以上です。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第3号「階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。よって議案第3号「階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8 議案第4号 「階上町職員の育児休業等に関する条例の一</p>

<p>濱浦課長</p>	<p>部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第4号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められたため、階上町職員の育児休業等に関する条例の制定について申出するため提案するものです。</p> <p>令和4年10月1日施行の「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和や非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化等について改正を行うものです。他自治体のものではありますが、右上に資料と書いてあるホチキス止めの資料で説明いたします。</p> <p>1点目ですが、誕生日から57日以内に育児休業を取得する場合、これまでは1歳6ヶ月に達する日までに採用又は更新の見込みがある場合ということでしたが、改正後は出生から約8ヶ月後に引き続き採用あるいは更新の見込があれば、育児休業取得が可能となります。</p> <p>2ページをご覧ください。2点目ですが、非常勤職員が育児休業を取得しやすくするものです。①これまで1歳とか1歳6ヶ月到達日の翌日からというしぼりがあり、途中ではできなかったのですが、夫婦で交替して育児休業を取得することが可能となるものです。また②これまで（現行と書いてある4つの各期間ですが）各期間1回と定められていたものが、改正後は、1歳までの各期間は2回まで取得が可能となるものです。</p> <p>3ページをご覧ください。常勤職員の取得回数ですが、これまで育児休業の申出および復帰後3ヶ月以上の期間を経過して次の育児休業となっていたものが、改正後は、原則2回まで取得可能となったことから、休業計画書の申出は不要となるものです。また、任期付職員も非常勤職員と同様に扱うものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第4号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。よって議案第4号「階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第7回階上町教育委員会会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p>

会議終了時刻 午後6時32分